

特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準

- 1 特別養護老人ホーム（ユニット型）施設整備費補助審査基準 P 1
- 2 特別養護老人ホーム（従来型）施設整備費補助審査基準 P 9
- 3 養護老人ホーム施設整備費補助審査基準 P 16
- 4 介護専用型ケアハウス（ユニット型）施設整備費補助審査基準 P 21
- 5 防災拠点型地域交流スペース補助審査基準 P 28

平成25年7月11日

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・特養条例＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・特養規則＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・特養施行要領特養基準について＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領について(平成24年9月14日付24福保高施老発第1077214号)
- ・指定条例＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
- ・指定規則＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・指定施行要領指定基準について＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領について(平成24年11月16日付24福保高施老企第146843号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第10条、第31条、第36条 ・特養規則第5条、第9条 ・特養施行要領基準について第5の4、第2の6、71、25、第3の4 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条第1の2、7 ・指定施行要領基準について第5の3 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、特養規則第5条第1項に定める要件を満たす、入居者の日常生活に充てられる居室、共同生活室及び浴室を2階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物とすることができる。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。 3 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所(準公共的空間)を設けること。 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。 6 車椅子使用者用駐車施設やだれでもトイレの設置など、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造 _____造 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) ____階____階____階____階____階____階 ・地域交流スペース (有・無) ・だれでもトイレ ____階 便房面積 _____m² 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々との交流が可能な空間(公共的空間)が用意されていること。 ・希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状すること。また、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げることを望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・各室から廊下、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。 ・だれでもトイレは、エントランス付近に配

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

					ベビーベッド (有・無)	置するよう努めること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。
規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 原則として入所定員の10%以上のショートステイ用居室を併設することを原則とする。ただし、整備予定地の区市町村長からの意見書に基づき、ショートステイが地域において充足しており、合理的な理由があると知事が特に認める場合に限りこれによらないことができる。 3 1人当たりの延床面積は、38.0平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員 _____人 ・延床面積(特養・ショート) _____㎡ > 定員 _____人 × 38.0 ㎡ = _____㎡	・創設及び既存施設の増築の場合入所定員の増加を伴う施設整備の場合にあつては、増加する入所定員の10%以上のショートステイ用居室を併設すること。 ・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積を38.0平方メートル以上とすること。	
立地等	・建築基準法 ・消防法等	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否			
施設	・指定基準について指定施行要領第5の3 ・特養基準について特養施行要領第35の4	1 入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。 2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 3 ユニットの入居者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状に制約がある場合は、他のユニット内(共同生活室及び諸室を除く。)を通過しても差し支えないこと。	適・否 適・否 適・否	・居宅に近い居住環境の工夫 _____ _____ _____ ・3について、ただし書きの適用(有・無) 有の場合 _____階 ユニット内を通過する以外の経路の確保が困難である具体的な理由 _____ _____ _____	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。 ・同一階に奇数ユニットを設けることは避けたほうがよいこと。 ・可能な限り同一ユニット内に特別養護老人ホームの居室とショートステイの居室を混在させないこと。 ・他のユニットの入居者が、ユニット内の共同生活室以外の場所を通過して施設内の他の場所に移動することができる場合は、土地・建物の形状に極めて制約があり、他のユニット内を通過する以外の移動経路を確保することが困難である場合とする。	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

			<p>するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効な車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。</p>		<p>る等) _____m _____ _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養基準について特養施行要領第2の7、19、第35の4、87、第2の1、第4の12 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定基準について指定施行要領第4の24、第5の3、6、7、8 第4の25 	<p>1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。</p> <p>2 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けること。</p> <p>3 地階に設けてはならないこと。</p> <p>4 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>5 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>6 ユニットの入居者全員と介護職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活室のうち最大の床面積_____㎡ >ユニット定員__人×2㎡ =_____㎡ ・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡ >ユニット定員__人×2㎡ =_____㎡ ・共同生活室付近の手洗い (有・無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの共同生活室同士が隣接する場合は、固定壁で仕切ること。 ・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、可能な限り交流の場が1か所に集中しないよう配慮すること。 ・食事スペースのみで構成される場合はキッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましいこと。 ・流し・調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましいこと。 ・共同生活室付近に入居者が手を洗える設備を設けること。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器棚 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・共同生活室付近で手を洗える設備 ・食事スペースとリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方 	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養基準について特養施行要領第35の4 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定基準について指定施行要領第5の3 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面部分の概ねの床面積 _____m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用のシンクや調理台 ・トイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 <p>【望ましい形状】 底がフラットなシンク、コンセント、車椅子利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具</p>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養基準について特養施行要領第2の7、第35の4、第2の1 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定基準について指定施行要領第5の3 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室ごとに設けるか、又は共同生活室の近くに2ヶ所以上分散して設けること。 2 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 	適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り _____室 ②居室内に無し _____室 ③共同生活室近くのトイレ _____ヶ所 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内にトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1か所はトイレを設けること。 ・居室内にトイレがない場合は、少なくともユニットの定員4人につき1か所のトイレを設けること。 ・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養基準について特養施行要領第35の4、76 	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 3 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。 	適・否 適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 _____階 _____ヶ所 _____階 _____ヶ所 _____階 _____ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・個浴を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接する2ユニットごとに浴室をユニットに近接してユニットの数だけ設置すること。 ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定基準について指定施行要領第 5 の 3、76 			<p>_____階_____ヶ所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>②特殊浴室 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所</p> <p>③その他(シャワー室等) (何が)_____ヶ所</p>	<p>(カーテンで仕切ることとは適切でないこと。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定壁で仕切られていない一つの個別浴室、機械浴室又は脱衣室を複数の入居者が同時に使用することは認められないこと。 ・ユニット外に浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入居者用の便所トイレを設けることが望ましい。 ・脱衣室内にトイレ便所を設ける場合は固定壁により仕切ること。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2 方向もしくは 3 方向から介助が行える構造
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養基準について特養施行要領第 5 の 4、第 2 の 71、第 3 の 4、第 4 の 192 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定基準について指定施行要領第 4 の 2425 	<p>1 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第 7 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事の許可を得ること。</p> <p>2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積 _____階_____㎡</p>	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第 35 条、第 26 条 	<p>1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積 _____階_____㎡</p>	

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準について特養施行要領第2の71、第4の19 	に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。			
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準第35条 ・特養基準について特養施行要領第2の71 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①ユニット内に有り _____ ユニット ②ユニット内に無し _____ ユニット その場合、隣接する2ユニットごとに(有・無) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごともしくは隣接する2ユニットごとにユニットに近接して設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。
廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定条例第44条 ・指定基準について指定施行要領第5の3 ・特養条例第36条 ・特養基準について特養施行要領第2の71 	<ol style="list-style-type: none"> 1 片側廊下の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)。ただし、既存建物の改修により整備するユニット型特別養護老人ホームであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 2 廊下及び階段には、手すりを設けること。 3 階段の傾斜は、緩やかにすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄のなお書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数 _____m × _____m × _____ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が日常使用する居室、浴室(脱衣室)、トイレ等が両側にある廊下は、中廊下とみなす。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第36条 ・特養基準について特養施行要領第2の71 ・指定条例第44条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかの基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1以上)設けること。 	<p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ ・避難設備の有無 ①特別避難階段 _____基 ②屋内の避難階段 _____基 ③屋外の避難階段 _____基 ④傾斜路 _____階から _____階 ⑤エレベーター _____基 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。

特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準

		<p>ロ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。</p> <p>ハ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。</p> <p>2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>3 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・その他設備の有無</p> <p>①食事用等小荷物専用昇降機 ダムウエーター _____基</p> <p>②洗濯物用等ダムウエーター小荷物専用昇降機(又はシューター) _____基</p> <p>③常夜灯(感応式照明等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他_____ <p>④洗濯室又は洗濯場 _____階_____ヶ所</p> <p>⑤介護材料室 _____階_____ヶ所</p> <p>⑥介護職員室またはコーナー(机等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内(有・無) ・ユニット外(有・無) 	
--	--	--	--	---	--

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

- ・特養条例＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・特養規則＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・特養施行要領＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年9月14日付24福保高施第1077号)
- 特養基準について＝特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日付老発第214号)
- ・指定条例＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
- ・指定規則＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・指定施行要領＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年11月16日付24福保高施第1468号)指定基準について＝指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日付老企第43号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	建物配置 構造設備 ・特養条例第10条、第11条、第31条 ・特養規則第5条 ・特養基準について 特養施行要領、第2の61、7、25 ・指定条例第5条 ・指定規則第4条第1の2及び7 ・指定基準について 指定施行要領第3 ・平成13年国土交通省告示第1301号 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、特養規則第5条第1項に定める要件を満たす入居者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物とすることができる。	適・否	・構造 _____造 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階 _____階	・家族や地域の人々との交流が可能な空間が用意されていること。 ・希望者が集ってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状すること。また、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万が一に備えて転落防止策を講ずること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・各室から廊下、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。 ・だれでもトイレは、エントランス付近に配
		2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。	適・否	_____階 _____階 _____階	
		3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否	_____階 _____階	
		4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否	・地域交流スペース (有・無) ・だれでもトイレ _____階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド	
		5 車椅子使用者用駐車施設やだれでもトイレの設置など、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。	適・否		

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

				(有・無)	置するよう努めること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。
規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 原則として入所定員の10%以上のショートステイ用居室を併設することを原則とする。ただし、整備予定地の区市町村長からの意見書に基づき、ショートステイが地域において充足しており、合理的な理由があると知事が特に認める場合に限りこれによらないことができる。 3 1人当たりの延床面積は、34.13平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員 _____人 ・延床面積(特養・ショート) _____㎡ >定員____人×34.13㎡ = _____㎡	・創設及び既存施設の増築入所定員の増加を伴う施設整備の場合にあつては、増加する入所定員の10%以上のショートステイ用居室を併設すること。 ・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積を34.13平方メートル以上とすること。ただし、従来型個室の増築に限り、補助金を減じた上で、1人当たり延床面積34.13平方メートル未満の整備を認めることがある。
立地等	・建築基準法 ・消防法等	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否		
施設	・特養条例第11条 ・特養規則第5条 ・特養基準について 特養施行要領第2の71 ・指定条例第5条 ・指定基準について 指定施行要領第3 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1室の定員は4人以下とすること。 2 入所者のプライバシーに配慮すること。 3 多床室の場合、容易に個室に転換できるよう、次の設計上の工夫を行うこと。 (1) 個室転換後にも、1室の1人当たりの床面積(内法寸法で10.65平方メートル以上)が確保できること。 (2) 各ベッドが窓に面する配置とすること。 (3) 4床当たり1か所以上の便所を設けること。 (4) グループケアが実施できるよう、12人までを一つの単位として、食堂(居間)を設けること。 (5) 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 (6) 排泄、入浴など、マンツーマン方式を想定した設計で	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・各階の定員×部屋数 ____階____人室×____部屋 ____階____人室×____部屋 ____階____人室×____部屋 ____階____人室×____部屋 ____階____人室×____部屋 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)	・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。 ・個室の場合、ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。 ・多床室の場合、視線を遮断することができる障子等を用いた可動壁又は固定壁でベッドの間を仕切るなど個室的な配置にすること。カーテンや家具のみの間仕切りは適切ではない。

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

		<p>あること。</p> <p>4 地階に設けてはならないこと。</p> <p>5 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>8 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>9 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>10 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>11 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効な車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>幅 1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m</p> <p>_____m</p> <p>_____m</p>	<p>・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。</p> <p>・バルコニーは1.5m幅を有することが望ましい。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・個室の場合、車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること)</p> <p>・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド</p> <p>・部屋ごとの冷暖房設備</p> <p>・テレビ視聴の設備</p> <p>・横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチ</p>
静養室	<p>・特養条例第11条</p> <p>・特養規則第5条</p> <p>・特養基準について 特養施行要領第2の71</p> <p>・指定条例第5条</p> <p>・指定規則第4条</p> <p>・指定基準について 指定施行要領第3の1</p>	<p>1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>6 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置階数及び床面積 _____階 _____㎡</p>	
洗面設備	<p>・特養条例第11条</p> <p>・特養規則第5条</p> <p>・特養基準について</p>	<p>1 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設備状況及び箇所数</p> <p>①居室内に有り _____室</p> <p>②居室内に無し _____室</p>	<p>・トイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。</p>

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

	<p>特養施行要領第2の71</p> <p>・指定条例第5条</p> <p>・指定規則第4条</p>			<p>③その他設置場所(食堂に〇か所等)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【望ましい形状】</p> <p>コンセント、車椅子利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具</p>
トイレ	<p>・特養条例第11条</p> <p>・特養規則第5条</p> <p>・特養基準について</p> <p>特養施行要領第2の71</p> <p>・指定条例第5条</p> <p>・指定規則第4条</p> <p>・指定基準について</p> <p>指定施行要領第3の1</p>	<p>1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。</p> <p>3 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①居室内に有り_____か所</p> <p>②居室内に無し_____か所</p> <p>③その他設置場所</p> <p>_____</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に〇印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。</p> <p>・少なくとも4人あたり一箇所のトイレを設けること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・排泄の自立を促しやすい便器</p> <p>・洗浄乾燥暖房付便座</p> <p>・拭き掃除が行いやすい床材</p> <p>・適切な臭い対策</p>
浴室	<p>・特養条例第11条</p> <p>・特養規則第5条</p> <p>・特養基準について</p> <p>特養施行要領第2の71</p> <p>・指定条例第5条</p> <p>・指定規則第4条</p> <p>・指定基準について</p> <p>指定施行要領第3の1</p>	<p>1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>2 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①個別浴室</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>個別浴室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>②特殊浴室</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>_____階_____ヶ所</p> <p>③その他(シャワー室等)</p> <p>(何が)_____ヶ所</p>	<p>・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること(カーテンで仕切ることとは適切でないこと)。</p> <p>・固定壁で仕切られていない一つの個別浴室、機械浴室又は脱衣室を複数の入所者が同時に使用することは認められないこと。</p> <p>・居室から離れて浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入所者用のトイレ便所を設けることが望ましい。</p> <p>・脱衣室内にトイレ便所を設ける場合は固定壁により仕切ること。</p> <p>・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。</p> <p>・浴室は、居室のある階ごとに設けるこ</p>

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

				(何が) _____ヶ所	と。 ・個別浴室をケアの単位ごとに設けることが望ましいこと。 ・マンツーマン方式を想定した配置が望ましいこと。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第11条、第25条 ・特養規則第5条 ・特養基準について特養施行要領第2の71 ・指定条例第5条、第30条 ・指定規則第4条 ・指定基準について指定施行要領第3の1、第44の245 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。 2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第11条 ・特養規則第5条 ・特養基準について特養施行要領第2の71、19第4の12 	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	
介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・特養条例第11条 ・特養規則第5条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 必要な備品を揃えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数、階の定員及び床面積 _____階_____人_____m² 	

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

<p>その他</p>	<p>・特養基準第 11 条 ・特養基準について 特養施行要領第 2 の 71</p>	<p>1 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>イ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。</p> <p>ロ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。</p> <p>ハ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。</p> <p>(2) 3 階以上の階にある居室等及び当該居室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>(3) 居室等のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されていること。</p> <p>2 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>3 居室等が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ</p> <p>・避難設備の有無</p> <p>①特別避難階段 _____基</p> <p>②屋内の避難階段 _____基</p> <p>③屋外の避難階段 _____基</p> <p>④傾斜路 _____階から _____階</p> <p>⑤エレベーター _____基</p> <p>・その他設備の有無</p> <p>①食事用等ダムウエーター 小荷物専用昇降機 _____基</p> <p>②洗濯物用等ダムウエーター 小荷物専用昇降機(又は シューター) _____基</p> <p>③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無)</p> <p>④看護職員室 _____階 _____㎡</p> <p>⑤面談室 _____階 _____㎡</p> <p>⑥洗濯室又は洗濯場 _____階 _____ヶ所</p> <p>⑦介護材料室 _____階 _____ヶ所</p>	<p>・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。</p>
------------	---	--	--	--	--

特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準

		<p>びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>6 看護職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		
--	--	--	-----------------------	--	--

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

- ・養護条例＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・養護規則＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・養護施行要領基準について＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領基準について(平成24年10月16日24福保高施老発第1311307号)
- ・特定条例基準＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例基準(平成24年東京都条例第111号平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- ・特定施行要領基準について＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成25年3月29日24福保高介老企第188225号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	・養護条例第10条、第13条、第19条、第28条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領7、10、25第5の5 ・特定基準特定条例第241192条の6 ・特定規則第64条 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまち	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと。	適・否	・構造 _____造	・入所者と家族の面会場所について、入所者やその家族の利便に配慮したものとすること。 ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状すること。また、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万が一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・各室から廊下、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。 ・だれでもトイレは、エントランス付近に配置するよう努めること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例
		2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。	適・否	地下____階、地上____階	
		3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否	____階	
		4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。	適・否	____階	
		5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否	・だれでもトイレ ____階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無)	
		6 車椅子使用者用駐車施設やだれでもトイレの設置など、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。	適・否	ベビーチェア (有・無)	
		7 教養娯楽設備等を備えること。	適・否	ベビーベッド (有・無)	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

		づくり条例				第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。
	規模	・養護条例第11条 ・養護基準について養護施行要領8第2の1	1 定員は20人以上とすること。 2 1人当たりの延床面積は、29.2平方メートル以上とすること。	適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・延床面積(養護) _____m ² > 定員____人×29.2 m ² = _____m ²	・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積を29.2平方メートル以上とすること。
	立地等	・建築基準法 ・消防法等	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否		
施設	居室	・養護条例第12条、第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 ・特定基準特定条例第241条第192条の6 ・特定基準について特定施行要領第3の10の2の-2 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1室の定員は1人(個室)とする。ただし入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。 2 地階に設けてはならないこと。 3 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メートル以上とすること。 4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備(押入れ(これに代わるものとして設置したタンス等を含む。)、床の間、踏み込み等の設備をいう。)を設けること。 6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。 7 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効な車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・各階の定員及び2人部屋の有無 ____階 _____人 有・無 ____階 _____人 有・無 ____階 _____人 有・無 ・居室のうち最大の床面積 _____m ² × _____室 ・居室のうち最小の床面積 _____m ² × _____室 ・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m _____ _____	・2人部屋の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。 ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。 ・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・バルコニーは1.5m幅を有することが望ましい。 【望ましい設備】 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること)

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

						<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・電話配線
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医務室又は職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。 6 静養室のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所及び床面積 _____階_____m² 		
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに設けること。 	<p>適・否</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 コンセント、車椅子利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具 	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 ・特定基準特定条例第241条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常用設備(ブザー又はこれに代わる設備等)を備えていること。 2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③居室外 _____階 男__ヶ所 女__ヶ所 _____階 男__ヶ所 女__ヶ所 _____階 男__ヶ所 女__ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定規則第64条 192条の6 			___階 男___ヶ所 女___ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条、第22条 ・養護規則第5条、第6条 ・養護基準について養護施行要領10、19第2の2、 	1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 2 入所施設を有しない診療所として医療法第7条1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 ___階_____m ²	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 ___階_____m ²	
職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適・否	・設置階数及び床面積 ___階_____m ²	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 ・特定条例第241条 ・特定規則第64条 ・特定施行要領第3の10の2の2・特定基準第192条の6 	1 食堂の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	・設置階数及び床面積 ___階_____m ²	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の設備と区別された一定のスペースを確保すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。
廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 片側廊下の幅は、1.35メートル以上、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。) 2 階段の傾斜は、緩やかにすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下及び階段には、手すりを設けること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・特定条例第241条 ・特定規則第64条 ・特定施行要領第3の10の2の2・特定基準第192条の6 	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 	<p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 _____階____ヶ所 個別浴室のうち最小の床面積_____m² ②その他(特殊浴槽やシャワー室等) (何が)_____ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること(カーテンで仕切るとは適切でないこと。) ・居室から離れて浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入所者用のトイレ便所を設けることが望ましい。 ・脱衣室内に便所トイレを設ける場合は固定壁により仕切ること。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第13条 ・養護規則第5条 ・養護基準について養護施行要領10第2の2 	<ol style="list-style-type: none"> 1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、霊安室及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。 2 上記について、それぞれの室の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること 3 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 4 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 集会室_____階_____m² 宿直室_____階_____m² 面談室_____階_____m² 洗濯室又は洗濯場 _____階_____m² 霊安室_____階_____m² ・その他設備の有無 ①エレベーター_____基 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

			距離を隔てて設けること。		②傾斜路__階から__階 ③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・トイレ(有・無)	
--	--	--	--------------	--	---	--

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・特定基準＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
 - ・特定基準について＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
 - ・軽費条例基準＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例基準(平成2420年東京都条例第114号5月9日厚生労働省令第107号)
 - ・軽費規則基準について＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則基準について(平成24年東京都規則第137号平成20年5月30日老発第0530002号)
 - ・軽費施行要領＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領(平成25年4月3日24福保高施2452号)
 - ・特定条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
 - ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
 - ・特定施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
- ※その他、ユニット型特別養護老人ホームに関する基準を一部準用している。

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建 物 規 模 等	建物配置 構造設備 ・軽費条例第10条、第11条、第32条 ・軽費規則第5条 ・軽費施行要領第1の7、8、26 ・特定条例第241条 ・特定規則第64条 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例・特定基準第177条	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築でなければならないこと。	適・否	・構造 _____造 地下____階、地上____階	・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状すること。また、姿勢を保持する手すりがあることが望ましいこと。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましいこと。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・各室から廊下、バルコニー及び屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。 ・だれでもトイレは、エントランス付近に配置するよう努めること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項に規定する整備基準適合
		2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。	適・否	・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階	
		3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否	・だれでもトイレ _____階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無)	
		4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。	適・否		
		5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否		
		6 車椅子使用者用駐車施設やだれでもトイレの設置など、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。	適・否		

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

		・軽費基準第3条、 第8条、第10条				証の交付を受け、掲示すること。
	規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 1人当たりの延床面積は、39.6平方メートル以上とすること。	適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・延床面積(ケアハウス) _____㎡ > 定員____人×39.6㎡ = _____㎡	・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積39.6平方メートル以上とすること。
	立地等	・軽費基準軽費条例第103条 ・軽費施行要領第1の7 ・建築基準法 ・消防法等	1 立地に当たっては、入居者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう配慮すること。 2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否 適・否		
施設	ユニット	・軽費基準軽費規則第510条	1 10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画(以下、「ユニット」という。)を基本的な単位とすること。 2 ユニットの居室は、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 3 ユニットの入居者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状に制約がある場合は、他のユニット内(共同生活室及び諸室を除く。)を通過しても差し支えないこと。	適・否 適・否 適・否	・居室に近い居住環境の工夫 _____ _____ _____ ・3について、ただし書きの適用(有・無) 有の場合 _____階 ユニット内を通過する以外の経路の確保が困難である具体的な理由 _____ _____ _____	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。 ・同一階に奇数ユニットを設けることは避けたほうがよいこと。 ・可能な限り同一ユニット内に介護専用型ケアハウスの居室とショートステイの居室を混在させないこと。 ・他のユニットの入居者が、ユニット内の共同生活室以外の場所を通過して施設内の他の場所に移動することができる場合は、土地・建物の形状に極めて制約があり、他のユニット内を通過する以外の移動経路を確保することが困難である場合とする。
	居室	・軽費条例第11条	1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用	適・否	・各階のユニット定員×ユニ	・トイレ及び簡易な調理設備を設けること

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

ユ ニ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費規則第5条 ・特定規則基準第60177条 ・特定施行要領基準について第3の10の-2 ・軽費基準第10条 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 	<p>するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としてできるが、事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 収納スペースを設けること。</p> <p>4 1室の床面積(内法寸法)は、15.63平方メートル(収納スペース、洗面所(必須)等を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とすること。ただし、2人部屋の場合にあつては、23.45平方メートル以上とすること。</p> <p>5 居室の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。</p> <p>7 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効な車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>ット数及び2人部屋の有無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>____階____有・無</p> <p>・居室のうち最大の床面積 _____㎡×____室</p> <p>・居室のうち最小の床面積 _____㎡×____室</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>が望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましいこと(コンセント類の位置にも配慮)。 ・いかにも作りつけ然とした家具は避けたほうがよいこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・バルコニーは1.5m幅を有することが望ましい。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。
	共同	・軽費基準軽費規	1 ユニットの入居者が、談話室、娯楽室、集会室及び食堂	適・否	・共同生活室のうち最大の

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

	生活室	<p>則第 510 条</p>	<p>として使用することが可能な部屋とすること。</p> <p>2 同一ユニット内の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>3 共同生活室ごとにトイレ及び簡易な調理設備を適当数設けること。</p> <p>4 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>5 1 の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>床面積_____㎡</p> <p>>ユニット定員__人×2 ㎡</p> <p>=_____㎡</p> <p>・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡</p> <p>>ユニット定員__人×2 ㎡</p> <p>=_____㎡</p> <p>・共同生活室付近の手洗い (有・無)</p> <p>・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)</p> <p>_____</p>	<p>場合は、固定壁で仕切ること。</p> <p>・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、交流の場が 1 か所に集中しないよう配慮すること。</p> <p>・高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>・流し・調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましいこと。</p> <p>・共同生活室付近に入居者が手を洗える設備を設けること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・食器棚</p> <p>・冷蔵庫</p> <p>・電子レンジ</p> <p>・共同生活室付近で手を洗える設備</p> <p>・食事スペースとリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方</p> <p>・車椅子用のシンクや調理台</p>
	洗面所	<p>・軽費基準軽費条例第 10 条</p> <p>・軽費規則第 5 条</p>	<p>1 居室ごとに設けること。</p>	<p>適・否</p>	<p>・洗面部分の概ねの床面積_____㎡</p>	<p>・介護を必要とする者が使用するのに適したものとする</p> <p>・トイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。</p> <p>【望ましい形状】</p> <p>底がフラットなシンク、コンセント、車椅子</p>

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

						利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費条例第 11 条 ・特定条例第 219 条 ・特定規則基準第 60177 条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに設置し、非常用設備(ブザー又はこれに代わる設備等)を備えていること。 2 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③共同生活室近くのトイレ _____ヶ所 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室の近くに 2ヶ所以上分散して設けること。 ・居室内にトイレがない場合は、少なくともユニットの定員 4 人につき1か所のトイレを設けること。 ・アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切でないこと。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・特定基準第 177 条 ・軽費基準軽費条例第 1110 条 ・軽費規則第 5 条 ・軽費基準軽費について施行要領第 12 の 8 の(4) ・特定条例第 219 条 ・特定規則第 60 条-1(4) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 2 介護を必要とする利用者も入浴できる設備を設置すること。 3 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 4 機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②特殊浴室 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 _____階_____ヶ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・個浴を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接する 2 ユニットごとに浴室をユニットに近接してユニットの数だけ設置すること。 ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること(カーテンで仕切ることとは適切でないこと。) ・固定壁で仕切られていない一つの個別浴室、機械浴室又は脱衣室を複数の入居者が同時に使用することは認められないこと。 ・ユニット外に浴室を設ける場合は、脱衣 	

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

				_____階_____ヶ所 ③その他(シャワー室等) (何が)_____ヶ所	室内又は浴室に近接して入居者用のトイレ便所を設けることが望ましい。 ・脱衣室内にトイレ便所を設ける場合は固定壁により仕切ること。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
機能訓練室	・特定条例基準第219177条 ・特定規則第60条	1 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	・施設内に適当な広さの場所が確保できる場合にあっては、設ける必要はないこと。
調理室	・軽費基準軽費条例第10条 ・軽費規則第60条 ・軽費基準軽費施行要領第1の8の(5)	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	
廊下・階段等	軽費基準・特定条例第219条 ・特定施行要領第3の10の2の(4)第10条	1 片側廊下の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)。ただし、既存建物の改修により整備する介護専用型ケアハウスであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 2 廊下には手すりを設けること。 3 階段を設ける場合は、両側に手すりがあること	適・否 適・否 適・否	片廊下 最小の廊下幅 _____m 中廊下 最小の廊下幅 _____m	・入居者が日常使用する居室、浴室(脱衣室)、トイレ等が両側にある廊下は、中廊下とみなす。 ・階段の傾斜は、緩やかにすること。
その他	・軽費基準軽費条例	1 面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の	適・否	・設置階数及び床面積	・他の設備と区分された一定のスペース

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

<p>例第 110 条 ・軽費規則第 5 条</p>	<p>運営上必要な設備を設けること。</p> <p>2 ユニット及び浴室は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>イ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。</p> <p>ロ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。</p> <p>ハ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。</p> <p>(2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。</p> <p>2 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>3 居室を 2 階以上に設ける場合は、エレベーターを設けること。</p> <p>4 冷暖房設備について整備すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>面談室___階_____㎡</p> <p>洗濯室又は洗濯場 _____階_____㎡</p> <p>宿直室___階_____㎡</p> <p>・2(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ</p> <p>・避難設備の有無</p> <p>①特別避難階段 _____基</p> <p>②屋内の避難階段 _____基</p> <p>③屋外の避難階段 _____基</p> <p>④傾斜路 _____階から_____階</p> <p>⑤エレベーター _____基</p> <p>・その他設備の有無</p> <p>①食事用等ダムウエーター 小荷物専用昇降機 _____基</p> <p>②洗濯物用等小荷物専用 昇降機ダムウエーター(又は シューター) _____基</p> <p>③常夜灯(感応式照明等)</p> <p>・廊下(有・無)</p> <p>・共同生活室(有・無)</p> <p>・居室内のトイレ(有・無)</p> <p>・居室外のトイレ(有・無)</p> <p>・その他_____</p>	<p>を確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮した汚物処理室を設けること。</p> <p>・汚物処理室には、入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備え、ユニットごともしくは隣接する 2 ユニットごとにユニットに近接して設けること。</p> <p>・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。</p> <p>・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。</p> <p>・廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>・傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。</p>
--------------------------------	--	--	--	--

介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

<p>想定)</p> <p>ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。</p> <p>イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。</p> <p>ウ 手洗い設備、簡易な調理設備など、要援護者の一時的な受入れに必要な設備が設置されているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>・利用可能なトイレの数 (専用)</p> <p>車椅子対応 _____ 室</p> <p>非対応 _____ 室</p> <p>(共用)</p> <p>車椅子対応 _____ 室</p> <p>非対応 _____ 室</p> <p>・その他設備</p> <p>手洗い _____ 台</p> <p>調理設備 _____ 台</p> <p>_____ が _____ 個</p> <p>_____ が _____ 個</p> <p>_____ が _____ 個</p> <p>_____ が _____ 個</p>	
<p>4 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用できるか。(通知Ⅱ3(4))</p>	<p>適・否</p>	<p>・平常時の活用方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・平常時には地域住民が利用できるスペースとして、積極的な活用を図ること。</p>